



「簡単に稼げる」副業トラブルにご注意！ …………… P 1
 強引な勧誘や深刻な被害も！
 「住宅のリースバック契約」にご注意！ …………… P 2

編集・発行 板橋区消費者センター

「簡単に稼げる」副業トラブルにご注意！



相談事例

SNS 上で「動画や SNS を見るだけで報酬が得られる」という広告を見て、申し込みをした。

最初のうちは指示通りのタスクをこなすことで、数百円の振り込みがあり、安心していた。

すると、「高額報酬のタスクがある」と誘いを受けた。他人名義の口座に1万円を入金すると1万5千円もらえるという内容だった。信用していたため、言われるがまま振り込んだら、次は5万円を入金しないと、報酬が引き出せないと言われた。断ると、タスク未達成の違約金としてさらに10万円を請求された。



ここがポイント

- 「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調した SNS 広告や知人からのもうけ話は、詐欺の可能性をうたがきましょう。
- 最初に少額の報酬を得ることで信用してしまい、その後様々な理由で金銭を請求されることがあります。
- 被害にあったお金を返してもらうのは難しいため、安易にお金を振り込むことはやめましょう。
- 個人情報（氏名、住所、銀行口座、免許証の写真等）は安易に伝えないようにしましょう。

参考：国民生活センター発表情報

画像・写真提供：ピクスタ

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター

☎ **03-3962-3511** (相談専用)

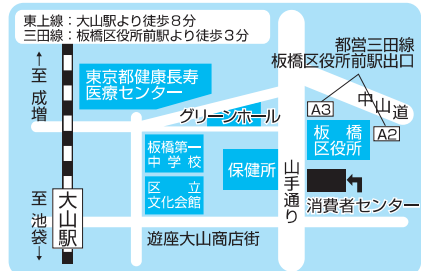
〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

〒173-0004 板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター7階

消費者ホットライン ☎ (局番なし) **188**

お近くの消費生活相談窓口につながります

まずはお電話を！



強引な勧誘や深刻な被害も！「住宅のリースバック契約」にご注意！

「住宅のリースバック」とは、住宅を売却して資金を得ると同時にその住宅を借りる契約を結び、毎月家賃を支払うことで、これまで住んでいた住宅に住み続けることができる仕組みです。

ここ数年、「住宅のリースバック契約」による相談が増加しています。強引な勧誘や長時間の勧誘、急な値上げで家賃が支払えなくなり、住み続けるはずだった住宅から退去させられるといった深刻な被害が起きています。



相談事例

突然、家に電話があり、事業者がやってきた。「1,500万円で自宅を売却し、その後家賃を払ってそのまま自宅に住める」と、長時間にわたって契約をせまられた。断っても帰ってもらえず、仕方なく契約書にサインをした。後日、事業者に契約の解除を申し出たが、「違約金50万円を支払うように」と言われた。契約書には違約金の記載はあったが、勧誘時には説明がなく、納得できない。



ここがポイント

- 契約は慎重に！自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフはできません。
- 家の売却価格が相場より不当に低い金額になっている場合があります。提示されている売却価格について、複数の事業者に見解を聞いて検討しましょう。
- 売却後に本当に住み続けられるのかよく確認しましょう。住み続ける期間や毎月家賃を払えるのかを計算しましょう。家賃が値上がりする場合もあります。契約内容によっては賃貸借契約を更新できず退去させられることもあります。
- 『住宅のリースバックに関するガイドブック』を活用しましょう。国土交通省が作成した消費者向けのガイドブックです。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001487923.pdf>



参考：国民生活センター報道発表資料、国土交通省「住宅のリースバックに関するガイドブック」

画像提供：ピクスタ

板橋区消費者センター公式X(旧Twitter)のご案内



板橋区消費者センターは消費者トラブルの情報など暮らしに役立つ情報をX(旧Twitter)でタイムリーに発信していますのでフォローよろしくお願いします。

公式アカウント @shohi_itabashi

【2次元コード】



【URL】https://x.com/shohi_itabashi

板橋区公式LINEアカウントのご案内

LINE公式アカウントでは、暮らしに関する情報や、受け取りたい情報をカテゴリー別を選択することができます。ぜひ友だち追加してご利用ください。

【ID検索で追加】

LINEアプリのホーム画面の「友だち追加」から「ID検索」を選択する。「@itabashi」と検索し、友だち追加する。

【2次元コード】

